

2026年

10月22日 木

【初級編】 13:00～15:00

【応用編】 15:30～17:30

毎年100名以上の申し込みをいただいている大人気セミナー！

施設型給付制度に初めて触れるという方向けの内容から
人員配置による加算や処遇改善等加算、
令和8年度の加算・減算項目の変更点まで徹底解説！

施設型給付制度攻略

オンラインセミナー2026

本年度、特に多かった施設型給付制度(新制度)に関する声

- ✓ 今年度様式変更になった処遇改善等加算の実績報告の仕方が分からない
- ✓ 今年度の減算項目に対して今の対応で十分か不安
- ✓ キャリアパス要件がどういうものなのかわからない
- ✓ 人事院勧告分の反映ができていないかどうか不安
- ✓ 加算が取得しきれていないかわからない
- ✓ 人員配置の考え方が合っているか不安

これらの疑問や不安の解消を目指し、
さらにプラスαの情報があるセミナーです！
「何となくわかっているけど…合っているかわからない」
そんな皆様もぜひご参加ください！

本セミナーは
“初級編”と“応用編”の二部構成です！

初級編と応用編のどちらか一つ、
または両方をご受講いただけます。
内容の詳細は冊子の中をご覧ください。
また、初級編、応用編のどちらか悩まれる場合は、
本冊子の中にある質問シートをご参考ください。

オンライン
セミナーだから
全国どこからでも
参加可能です！



GCLIP

最新の発表では、私学助成園が約2,200園、施設型給付園が約11,500園と発表されています。新制度開始から10年以上が経過した現在も、移行する園は増え続けています。一方で、制度へ移行することと、その仕組みを正しく理解し、十分に活用できることは別の問題です。最近移行したばかりの園だけでなく、移行後数年経過した園であっても、限られた人員配置の中で加算の組み合わせを十分に検討しないまま選択し、補助金額を最大化できていなかったり、処遇改善の実績報告を十分に理解しないまま行っていたりと自園の制度理解や運用に不安を感じている方も多いと思います。本セミナーは、施設型給付制度への移行を検討中の園、または移行していたとしても制度に不安があるという園にも受講していただけるよう、初級編と応用編の二部構成で開催いたします。

どちらの講座が自園に適しているのか、あるいは両方を受講すべきか判断に迷われる方は、まずは以下の質問で、自園の制度理解度をご確認ください。

質問シート

- ① 公定価格の試算について、行ったことがある
☐ はい ☐ いいえ
- ② 私学助成と施設型給付制度で収入の比較をする場合、経常費補助金と比較すればよい
☐ はい ☐ いいえ
- ③ 施設型給付制度では、利用定員を上回って園児を受け入れてはならない
☐ はい ☐ いいえ
- ④ 公定価格の3歳児の配置基準はこども15人に対して先生1人である
☐ はい ☐ いいえ
- ⑤ 制度上、認定こども園において、新2号認定は存在する
☐ はい ☐ いいえ
- ⑥ 利用定員は大きくなればなるほど園児ひとりあたりの単価が上がる
☐ はい ☐ いいえ
- ⑦ 処遇改善等加算でもらった金額は全て職員に配分しなければならない
☐ はい ☐ いいえ
- ⑧ 人事院勧告分とは令和7年度であれば5.3%、給与を上げることである
☐ はい ☐ いいえ

上記の質問について、回答に自信がないという場合は初級編からのご参加をお勧めいたします。

また上記質問に回答できた場合でも、次ページのような内容について聞いてみたいという方は初級編からのご参加をお勧めいたします。

初級編・応用編の内容について

初級編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

【初級編】

- ❑ 施設型給付幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の違いを知りたい
- ❑ 施設型給付制度への移行を進めるにあたって、現在の収入との比較をどうすればよいか知りたい
- ❑ 公定価格の仕組みを知りたい
- ❑ 利用定員の設定をどのように考えればよいか知りたい
- ❑ 施設型給付制度における適正な人員配置について知りたい
- ❑ 取得すべき加算について知りたい
- ❑ 新たに追加された加算や変更された内容などについて基本的なことを知りたい

応用編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

【応用編】

- ❑ 令和8年度に追加された加算・減算項目について知りたい
- ❑ 令和7年度の処遇改善等加算の実績報告書の様式変更にどのように対応したら良いか知りたい
- ❑ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の現状について知りたい
- ❑ その他さまざまな行政との協議内容の共有（満3歳児の考え方や主幹教諭・副園長の考え方、利用定員の変更の考え方など）



※本セミナーはオンライン開催となります。

質問シートの回答について ①どちらか回答 ②いいえ ③いいえ ④いいえ ⑤はい ⑥いいえ ⑦はいいいえ ⑧はいいいえ

本セミナーの内容解説

一つずつ本セミナーの内容について触れていきたいと思います。

初級編

● 施設型給付の種類と認定制度

施設型給付制度は幼稚園と認定こども園に分かれ、さらに認定こども園は一般的な幼稚園が選択できる類型だと幼稚園型と幼保連携型の2類型があります。それぞれどういった特徴があるのかを解説させていただきます。また、**施設型給付制度は認定制度をしっかりと抑えることが重要**になりますので、認定制度の解説も行います。

● 利用定員の設定の考え方

施設型給付制度において、**利用定員の設定はとても重要な要素**です。**利用定員の設定一つで何百万円という違いが生じて**しまいます。特に最近では園児数の減少によって、利用定員を下げるなどの手続きを適切に行っていかなければ、施設型給付制度本来の力を発揮することが出来なくなります。また、例えば**92名の園児数と90名の園児数では、90名の園児数のほうが公定価格が大きくなる**というように、園児数が多かったとしても、利用定員と園児数の関係によって、公定価格が減少するというケースもあります。なぜそういったことが起こるのか、また適切に利用定員を設定していくポイントは何か、利用定員の変更についての手続きはどうすれば良いのか、利用定員についてのポイントを解説いたします。

● 職員数の計算方法

施設型給付の幼稚園、認定こども園、保育所でそれぞれ職員配置とそれに伴う加算の考え方が異なります。例えば**施設型給付の幼稚園では主幹教諭の設定については加算になっていますが、認定こども園では設定しなければ減額の対象**です。この時点で職員数の計算方法が異なるということがわかります。施設型給付制度は「**園児数以上に職員数が公定価格に影響する**」とよく言われますが、これは事実、園児数が多かったとしても、職員が適切に配置されていなければ、公定価格は大きくならないという仕組みになっています。保育の質というのはよく職員の数で表現されます。(私はそうは思いませんが…)多くの場合、職員一人当たりの園児数が少なければ少ないほど、保育の質が高いという評価になります。

施設型給付制度の職員数は、職員一人当たりの子どもの数が決められていること、そして加算項目のほとんどが職員数によって取得できるかどうかが決まるという性質がありますので、職員数は自然と多くなります。

そのため、職員数の計算を行うためには、①**年齢別の園児数に対しての職員数の計算方法の知識と**、②**各施設形態における配置しなければならない職員の知識と**、③**加算に関する知識**の三つが必要になります。これら三つを基本に、職員数の計算方法を解説いたします。

● 取得すべき加算について

ほとんどの加算が職員配置に関するものです。そのため、**職員数の計算と取得加算はセット**で考えていかなければならないものです。年齢別配置基準とその他配置しなければならない職員数を超えて職員を配置できる場合、様々な加算を選択して取得していくことになります。この**加算については親切的な自治体の場合、効率の良い加算項目を検討し、提示してくれるというケースがありますが、こういった場合でもぜひしっかりと取得加算を確認し、それが本当に最も効率の良い加算項目になっているのか、検証をしてください。**実はこの加算取得の変更をしたことによって、何百万円も収入が増加した、というケースはよくあることです。

なぜ、このようなことが起こるかと言えば、各自治体の担当者が知識が曖昧である場合もありますが、それ以上によくあることは、**各自治体は実態に応じた加算を選択するため**です。

その何が悪いのかと言いますと、そもそもその加算がどういった性質のものなのかを理解せず運用をしているケースが多く、その状況の中で職員配置表や取得加算の申請書を提出し、それに対しての加算取得しか実現できていないというケースがあるからです。もし**加算項目の知識があれば、職員配置表や取得加算の申請書を提出する段階で自園で調整し、効率の良い職員配置表を作成する**と思います。多くの各自治体が提出された書類を確認し、それに伴って加算項目を選定するという形になっています。「こういう職員配置表にすることで、こういった加算が取得できます」という提案まで行う自治体はかなり少ない状況です。そのため、**各自治体が加算を選定してくれるから安心だという考え方ではなく、しっかりと知識を持ち、検証ができるようになっていることが大切です。**本セミナーでは、重要な加算に絞って、解説いたします。

応用編

● 今年度の減算項目のポイント

今年度の公定価格の変更の中で**特に重要なポイントが、減算項目の追加**です。加算項目とは違い、必要な報告や対応を行わないと、補助金が減額され収入減少に直結します。主な減算項目としては、去年から義務化された子ども・子育て支援情報公表システムの報告をしなかった場合の減算と、安全計画の策定及び実施をしていない場合の減算です。

特に**子ども・子育て支援情報公表システムの入力に関しては、減額幅が大きく基本分単価の5%になっているため影響が小さくありません。**また、単なる義務としての対応だけでは機会損失につながる可能性もあります。具体的には、このシステムに入力した情報はこども家庭庁が推し進めている「保育DX」がセットで考えられているため、**園児募集や採用に影響を与える可能性**があります。保育DXとは各種申請業務などを電子化させるというもののほかに、保護者による各施設への見学や、入園申し込みの一部分を電子化していくというものです。各施設への見学や入園申し込みをデジタル媒体で行うにあたり、保護者は各施設の情報を確認し、見学や入園申し込みを行っていきます。そのため、このシステムの入力内容が今後重要になる可能性があります。

また、保護者だけではなく、求職者についても経営情報を閲覧することができるようになりますので、モデル給与はもちろんのこと、任意項目となっている「福利厚生」「時間外勤務の取り扱い」「有給休暇について」「人材育成に関する考え方」「職員満足度」など、**採用に関わる様々な情報を確認することができるようになります。**これらは求職者にとっても重要な内容で、職場選びにおける重要な比較材料になることが予想されます。

本セミナーでは、子ども・子育て支援情報公表システムの入力 of 具体的な内容と、その対応のポイントについてお伝えいたします。

● 処遇改善等加算一本化の内容とその対応

令和7年度に処遇改善等加算は一本化され、令和6年度と計算方法や実績報告書の書き方が大きく変わりました。それ以前の加算の計算方法や配分方法も曖昧だったのに、それらが統廃合されたことにより、さらに対応に戸惑ってしまった方も多いと思います。

加えて区分1,2,3それぞれの違いを明確に理解した上で、**処遇改善という名前はついていないものの似た性質を持つ人事院勧告分の計算方法や仕組みも理解する必要があります。**

令和7年度以降の処遇改善等加算の各区分の目的と関係を整理すると下記の図のようになります。

【令和7年度以降の処遇改善等加算の全体像】

	目的	配分対象	配分の注意点
区分1 〔基礎分〕	勤続年数による 賃金上昇	全職員	加算額全額を給与に配分しているかは確認されない。
区分2 〔賃金改善要件分〕	給与のベースアップ	全職員	区分3の加算額と合わせて半分は毎月の給与で配分必須
区分3 〔質の向上分〕	役職による役割と給与の 違いの明確化	基本的に中間層 (リーダー・副主幹)	原則、毎月の給与で配分 園長先生には配分不可
人事院勧告分	一般企業の賃金上昇率 に応じて、保育士等の給与 水準を上げるため	全職員	特に制限なしだが、 支給額が判明するのが年度後半の ため一時金での配分になりやすい

実績報告書の入力の際にはこの人事院勧告分まで理解していないと、自治体に提示されて初めて金額を把握し、年度末に想定外の追加支給が必要になる可能性があるので注意が必要です。

本セミナーの中では処遇改善等加算の区分ごとの配分の方法と注意点をお伝えしたうえで、**国の処遇改善等加算の実績報告書の様式の各項目の意味と算出方法について詳しくご説明**いたします。

● こども誰でも通園制度の本格実施

令和8年度から、「こども誰でも通園制度」が子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で本格的に実施されています。

これまでの試行的な取組や地域子ども・子育て支援事業としての実施から、全国共通の制度へ移行することで、どの園でも実施しやすい状況になっています。

制度の説明としては、利用対象者は保育所や認定こども園などに通っていない**0歳6か月から満3歳未満のこどもで保護者の就労状況を問わず、月10時間を上限とした、時間単位などで柔軟に利用できる**という説明になっています。

こども誰でも通園制度の実施方法は施設にも保護者にも種類が複数あり少し複雑です。施設類型は**一般型の専用独立室型、一般型の在園児合同型、余裕活用型の3類型あり、幼稚園では余裕活用型は選択できません**。また保護者の利用方法も**定期利用と柔軟利用と2種類**があります。本セミナーでは類型ごとの特徴や保護者視点から見た制度の違いについて解説いたします。

またこども誰でも通園制度のよくある誤解として、利用対象者は園では選択できず「誰でも」受け入れなければならないといった誤解や、10時間以上の預かりはしてはいけないというものがあります。

しかし、実際には**事前に面談をして園が受け入れを承諾したお子さんのみが通園できる仕組み**ですし、10時間分しか補助金が出ないだけで、それ以上の時間を**受け入れ拒否しなければならないわけでは****ありません**。

そのため幼稚園にとっては、従来実施してきた未就園児教室や2歳児向けのプレ保育を、こども誰でも通園制度として実施できる可能性があります。

● その他行政との協議例

施設型給付制度は各行政とのやり取りがとても重要です。特に取得加算についてや、利用定員の考え方などは、**各行政によって、国から出されている本来の考え方とは異なる考え方になっている可能性があります**。しかし、施設型給付制度において、取得加算や利用定員の考え方は、園の経営状況に直結する大きなポイントであり、**行政の考え方によっては、収入が何百万円単位で変化する**といっても過言ではありません。各行政との協議の進め方のポイントや、特に多くの行政で考え方が異なり、経営において重要なポイントとなるよくある協議内容についてお伝えさせていただきます。

初級編・応用編の片方、またはともにご受講可能です！

初級編、応用編はどちらか一方をご受講いただくことも、両方をご受講いただくことも可能です。冒頭のご質問に対して不安が残る、これから施設型給付制度に移行しようと考えているという方は初級編からのご受講をお勧めいたします。また、すでに施設型給付制度に移行しており、処遇改善等加算や今後の制度の動きに合わせて準備をしておきたいという方はぜひ応用編をご受講ください。

過去の新制度攻略セミナー ご参加者の声

本セミナーは300名以上の参加実績があり、 多くのお喜びの声をいただいています！

- ◆ 今まで曖昧だった公定価格の内容を理解することができました。最後の賃金テーブルのお話は早速参考にさせていただきます。本日は貴重なお話をありがとうございました。
- ◆ 本日はありがとうございました。色々と理解不足なことが多く、今回のセミナーとても分かりやすく参加させてもらいました。来年度から、認定こども園に移行するにあたり、まだ不十分なことが多いので、また色々と教えてください。ありがとうございました。
- ◆ 区分3の分配方法に不安があったので、学べて良かった。人材定着のために、キャリアアップ等も活用して、自園の育成マップなどを構築してゆきたい。経営情報の見える化を進めるにあたり、園内の給与や福利厚生をカタチだけではなく、実践できるようにしたい。より実践に繋がるような研修でした。ありがとうございました。
- ◆ 処遇改善、よくわからず、市に言われるがまま行っていたので、初級から参加させていただきましたが、基本から知ることが出来て本当によかったです。基本の「き」である、幼稚園からの施設型給付園になる選択肢3つの違いがやっとわかりました。難しそうに感じていましたが、説明してもらいスッキリしました。
- ◆ 大変勉強になりました。次年度以降の情報公開にむけて、園内の就業環境の見直し、充実に取り組まなければならないと感じました。また、処遇改善1～3が1つにまとまることを受けて、どのように給与規定、キャリアパス等を変化させていくべきなのか、今後も最新の情報を得ながら検討したいと考えています。ありがとうございました。
- ◆ 非常に濃い内容で、時間があっという間でした。「うん、うん」と思わず頷いてしまう内容が多く、今後に向けて非常に有益な情報が多いと感じました。少し残念だったのは、時間が押してしまって、若干駆け足になってしまった部分もあったのかな、ということです。全体の感想としては非常に満足度が高い物でした。次回以降も、有益な内容での開催を期待しております。
- ◆ 来年度から新制度に移行予定ですので、基本から学ぶ事出来ました。また、誰でも通園制度の事なども教えていただき、今後どうしていくのか、考えるキッカケになりました。ありがとうございます。
- ◆ 処遇改善の制度について勘違いしていたこともあり、助かりました。区分3のAになる職員に、理事を兼任している園長である私も該当すると思っていたのです。来年度以降重要なことなので、お話をうかがうことができて、良かったです。

セミナースケジュール

<初級編> 13:00～15:00

講座	内容	時間
第1講座	施設型給付制度の概要と基礎①	13:00～14:00(60分)
第2講座	施設型給付制度の概要と基礎②	14:10～15:00(50分)

<応用編> 15:30～17:30

講座	内容	時間
第1講座	処遇改善等加算一本化の概要と 実績報告書の読み方	15:30～16:30(60分)
第2講座	令和8年度の公定価格の変更点と こども誰でも通園制度の有効活用	16:40～17:30(50分)

講師企業のご紹介

GCLIP

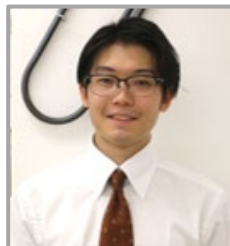
株式会社GCLIPとは、あなたが気づいていない園の魅力をカタチにし、あなたがこれから大切に育んでいきたい子どもたちの家族へあなたの園の魅力を伝えることをロジックでサポートする“クロコ”企業です。



取締役副社長

林 勇希 (はやし ゆうき)

新卒から一貫して園経営のコンサルティングに携わり、データ分析からマーケティング、制度移行、業態付加など幅広い業務を経験している。



制度エキスパート

濱田 悠利 (はまだ ゆうり)

施設型給付制度の豊富な実務経験と深い制度理解から織りなされる提案の数々によって、顧客の課題解決に絶賛貢献中。

セミナー料金のご案内

本セミナーは1講座のみ、または2講座の両方を受講することができます。

1講座料金

22,000円(税込)

※オンデマンド配信をご希望の場合は、44,000円/1講座(税込)

早割1講座料金

17,600円(税込)

早割2講座セット料金

33,000円(税込)

- ※ 追加アカウントは11,000円(税込)にて承ります。視聴アカウントを増やす場合にご利用ください。一般・早割同料金です。
- ※ オンデマンド配信は開催後1週間以内に配信となり、2週間の公開期間内にご視聴いただくプランです。
- ※ 本講座はひとつのアカウントで複数名のご参加が可能です。
- ※ 早割は2026年10月9日(金)正午までのお申込みの方が適用となります。
- ※ 早割期間を過ぎて2講座を受講する場合は1講座料金を2講座分お支払いいただきます。

<前提としては経営者の方のご参加をお勧めします>

本セミナーはぜひ経営者の先生にご参加いただきたいと思います。なぜならば施設型給付制度は経営者の皆様が検証ができる状態であるかどうか重要であるためです。また、各自治体との協議についても、普段は事務の先生が担当されたとしても、ここぞというときは経営者の先生が協議を行うことで、自治体側にも緊張感を持って対応してもらうことができます。一つのアカウントで複数人の参加ができますので、経営者の方だけでなく、事務の方と一緒にご参加いただくことができます。

■ 受講料

	一般価格	早割価格	オンデマンド後日配信
1講座料金 (初級編 or 応用編)	22,000円(税込)	17,600円(税込)	44,000円(税込)
2講座セット料金 (初級編 & 応用編)	44,000円(税込)	33,000円(税込)	88,000円(税込)

※ 早割は2026年10月9日(金)正午12時までのお申込みの方が適用となります。

※ オンデマンド後日配信は、セミナー開催後1週間以内に配信となり、2週間の公開期間内に何度でもご視聴いただけるプランです。

※ 早割期間を過ぎて受講講座を追加する場合は、一般価格の1講座料金を追加する形となります。

※ 本講座はひとつのアカウントで複数名のご参加が可能です。

※ 視聴アカウントを増やす場合は、早割価格・一般価格ともに11,000円(税込)/追加アカウントにて承ります。

■ 開催日時

2026年10月22日(木)

初級編 13:00~15:00 / 応用編 15:30~17:30

お申込み方法 (①WEB ②FAX いずれかを選択してください)

①WEB申込み方法

＼ WEBからのお申込みで合計金額より500円OFF! ／



[https://www.gclip.net/
seminar/7136/](https://www.gclip.net/seminar/7136/)

右記のQRコードからお申込みください⇒

GCLIP セミナー

Q 検索



②FAX申込み方法

必要事項を記載して 03-5579-2357 へFAXで送信ください。

- ☐ オンライン受講を希望する
(初級編 ・ 応用編 ・ 2講座セット)
- ☐ 追加アカウントを希望する (アカウント)
- ☐ オンデマンド後日配信を希望する
(初級編 ・ 応用編 ・ 2講座セット)
- ☐ Gポイントを使用する (ポイント)

ふりがな				ふりがな			
法人名				施設名			
所在地	〒			電話			
				FAX			
ふりがな		役職		連絡 ご担当者	役職： ご氏名：		
代表者							
ふりがな		役職		ふりがな		役職	
ご参加者 1				ご参加者 2			
メールアドレス @							

※受講票や御請求書は、メールにてお送りいたします。必ずご記入ください。

※最少催行人数（5名）に達しない場合はセミナーを中止する場合がございます。中止の場合はセミナー開催1週間前までに、お電話にてご連絡をいたします。

※セミナー開催日から起算して1週間以内のキャンセルの場合、キャンセル料として受講料の100%を申し受けますので、予めご了承ください。

※今後ダイレクトメールの発送を希望されない場合、大変お手数ではございますが下記に☑を入れてFAXにてお送り下さい。

今後はダイレクトメールの発送を希望しない ☐

【個人情報に関する取り扱いについて】

申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーや勉強会の案内等に使用することがあります。法令で定める場合を除いては、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。

必要となる情報（会社名・氏名・電話番号）をご提供いただけない場合は、お申込のご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございますので予めご了承ください。

その他、ご不明な点等がございましたら株式会社GCLIP（TEL03-5579-2356 担当：渡辺）までご連絡ください。